

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

/ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、次の4つの事項をコーポレート・ガバナンスに関わる重要課題であると認識しております。

- 1) 会社の意思決定機関である取締役会の一層の機能充実
- 2) 監査役による取締役の業務執行に対する監視機能の充実
- 3) 不正を防止する体制づくりとその運営
- 4) ステークホルダーに対する重要な情報の適時・適切な提供のための社内体制の更なる整備

また、意思決定において極端な短期的利益の追求やガバナンスの形骸化等が起こらないように、常に中長期的な利益の確保、極大化も重視した経営判断を行っています。

そのために、取締役及び監査役として弁護士、公認会計士等の職業的専門家を積極的に登用することにより、取締役会、監査役会を活性化させ、コーポレート・ガバナンス機能の充実に鋭意取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
有限会社キー・ウェストネットワーク	11,952,100	25.08
金丸 恭文	8,553,400	17.95
S Gホールディングス株式会社	2,000,000	4.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,683,900	3.53
有限会社クロスシティ	957,700	2.01
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	665,800	1.40
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	657,400	1.38
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	626,500	1.31
有限会社バニヤンブロー	619,000	1.30
石橋 国人	600,000	1.26

支配株主 (親会社を除く) の有無 ---

親会社の有無 なし

補足説明

1. 大株主の状況は、2014年12月31日現在の状況です。
2. 自己株式 (所有株式数3,040,800株、所有割合6.38%) は大株主の状況に含めていません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 12 月

業種 情報・通信業

直前事業年度末における (連結) 従業員数 1000人以上

直前事業年度における (連結) 売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態 監査役設置会社

取締役関係

定款上の取締役の員数 20 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 5 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川本 明	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川本 明	○	----	経済産業省に長く在籍し、各産業の将来ビジョンの作成に関与するなど、経済政策分野における豊富な経験と高い知見から、当社取締役会において客観的かつ的確な提言をいただいております。 今後も引き続き、そうした提言により取締役会への貢献を期待し、社外取締役として選任しております。 また、会社と特別な利害関係がなく、第三者の立場で取締役会に意見できることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

監査役関係

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5 名

監査役の人数 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人、内部監査室、関係会社各社の監査役との情報交換に努め、連携して当社及び関係会社各社の監査の実効性を確保しております。

また、監査役は、監査役監査計画策定の段階で内部監査計画との打ち合わせを行い、不必要な重複を避けるように努めており、内部監査室は、内部監査の結果について監査役会で報告及び意見交換を行っております。

なお、会計監査人から監査役会に対して、四半期毎に会計監査の結果報告並びにそれに対する質疑応答及び意見交換を行う等により、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
牧 保	他の会社の出身者													
三田村 典昭	公認会計士													
渡邊 光誠	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
牧 保	○	----	リスク管理を中心に豊富な経験と高い知見を有しており、これらを活かした監査を期待し、選任しております。 なお、牧保氏は常勤監査役として、取締役会とはもとより毎週開催の経営会議へ出席し、当社役員に対して監督、助言を行っております。今後も引き続き、独立した立場で会社の業務執行への牽制機能としての役割が期待できることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
三田村 典昭	○	----	会計及び内部統制の専門家としての視点からの監査を期待し、選任しております。 なお、三田村典昭氏は公認会計士の資格を有しており、企業の財務及び会計に関する知見を相当程度有しております。また、監査業務も熟知しており、その専門的な視点かつ独立した立場にて監督、助言を行うことで、会社の業務執行への牽制機能としての役割が期待できることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
渡邊 光誠	○	----	法律の専門家としての視点からの監査を期待し、選任しております。 なお、渡邊光誠氏は弁護士の資格を有しており、企業の法務をはじめとして広範な法律に関する知見を相当程度有しており、その専門的な視点かつ独立した立場にて監督、助言を行うことで、会社の業務執行への牽制機能としての役割が期待できることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

独立役員関係

独立役員の人数 4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

インセンティブ関係

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

当社及び当社子会社の役員員に対してストックオプション制度を導入していましたが、平成27年3月23日に行使期間が終了いたしました。現在はストックオプションとして新株予約権を発行していませんが、今後、時機を見て役員員等のインセンティブのために新株予約権を発行する可能性はあります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示は行っておりません。
なお、有価証券報告書及び事業報告において、取締役と監査役それぞれについて社内・社外に区分して報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬決定は株主総会決議による金額の範囲内で、取締役会決議による委任に基づき、代表取締役が各取締役の業績への貢献度等を勘案し報酬額を決定し、代表取締役の報酬は、他の取締役の合議により決定されます。
なお、監査役の報酬は株主総会決議による金額の範囲内で、監査役の協議により決定されます。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

内部監査室及びファイナンシャル&アカウンティンググループが窓口となり、適宜サポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は毎月定例で開催するほか必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要な事項について、取締役や監査役の異なる意見を交えて実質的な議論を行い、リスクファクターを明確にしながら意思決定を行っております。業務執行については、代表取締役を含む各業務執行取締役及び執行役員、各部門リーダーが取締役会決議や各社内規程に基づいて行っております。業務執行状況の報告や営業戦略・技術戦略などの審議・決定のために、取締役・執行役員・各部門リーダー・子会社社長等にて構成される経営会議を毎週1回開催しております。

監査役は毎回の取締役会に出席して意見を述べるとともに、毎月の監査役会において、年度の監査目的や監査対象を監査役相互の討議により決定し、当該監査計画に準拠して監査役監査を実施しております。また、常勤監査役は、毎月の経営会議にも出席しております。

会計監査人は新日本有限責任監査法人であり、会計監査及び四半期レビューを受けております。

内部監査は独立した組織である内部監査室が監査計画を立案し、会計監査人と全く関係を持たない独立した公認会計士1名とともに、当社及び子会社の組織、機能及び業務の適法性、妥当性及びコンプライアンスについて内部監査を実施しており、監査結果を代表取締役及び監査役会に報告しております。

取締役・監査役の指名については当社の企業価値の増大とリスクマネジメントに寄与すると考えられる候補者を取締役会での決議を経て株主総会に上程し、その決議を得ると言うプロセスによっております。取締役については、各事業年度の成果の責任を明確にするために任期を1年とし、独立した立場を持ち、豊富な知識や高い知見から他の取締役の監督をすることができる人物を社外取締役として指名しております。

取締役の報酬の決定については、株主総会決議による金額の範囲内で、各取締役による、全社公開でのプレゼンを実施の上、会社への貢献度を評価して代表取締役が決定し、代表取締役報酬は他の取締役の合議で決定しています。監査役の報酬は、株主総会決議による金額の範囲内で監査役の合議で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業内容及び規模等に鑑み、取締役会は少数の取締役により構成し、迅速な意思決定を行っております。なお、取締役の任期は1年とし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立と、取締役の経営責任を明確にしております。

また、経営への牽制機能について、その客観性、中立性及び公正なる職務遂行を期す考えから、監査役3名全員を当社と特別な利害関係のない社外監査役とし、社外取締役とともに適切な監査と助言・指導が得られる体制にしております。社外取締役及び社外監査役は、取締役会において必要に応じ質問、意見を述べることで取締役の業務執行に対して監視を行っており、現体制が十分に機能しているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

多くの株主にご出席いただけるように株主総会日を設定しております。2015年は3月25日に株主総会を開催いたしました。

電磁的方法による議決権の行使

株主の皆様のご利便性向上と議決権行使の円滑化を図るため、電磁的方法による議決権の行使を採用しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

年度末決算及び第2四半期決算時にアナリスト・機関投資家向け説明会を定期的に実施しております。また個別にアナリスト・機関投資家へのスモールミーティングを随時、実施しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

外部発表資料、年2回のアナリスト・機関投資家向け説明会資料及び株主宛送付資料を適時にIRページに掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

ファイナンシャル&アカウンティンググループ内にIR部署(担当者1名)を設置しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

その他

ステークホルダーのうち、株主に関しては、当社の企業価値の最大化に努め、その業績に応じた適正な配当性向(目安としては30%以上)による配当を実施し、当社株式から得られるリターン(キャピタルゲイン及びインカムゲイン)の中長期的最大化を目指しております。

顧客に関しては、システム開発というプロジェクトの性格上、全ての情報を適切に伝えてコミュニケーションを行うべきことが基本方針に記述され、社内に広く理解されております。

従業員に関しては、コーポレートファミリーサービスグループがオフィス設計、両立支援等のワークスタイルサポート及びヘルスケア等、従業員が最高のパフォーマンスを発揮できる環境とサービスの提供を行っております。

社会に関しては、ITイノベーションの成果である最先端技術を広く社会の発展に活かす場としてフューチャーイノベーションフォーラムを2006年に立上げ、その事務局として、会員向けのワークショップやセミナーをはじめ、未来を担う子供達を対象としたプログラム及び東日本大震災復興支援イベントなど様々な活動に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」として以下のとおり決定し、かかる体制の下で会社の業務の適正性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実を図っております。

1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、取締役会への付議・報告にかかる社内規程を整備し、当該社内規程に則り会社の業務執行を決定する。
- ・代表取締役社長は、社内規程に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、社内規程に従い業務を執行する。
- ・取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、職務執行状況を社内規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ・取締役の職務執行が監査役による業務監査を受ける機会を十分かつ実質的に確保する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令又は定款および社内規程に従い適切に作成・保存し管理する。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社業務はプロジェクトの形態をとって実施運営されており、その遂行にあたっては、そのプロジェクトを統括する事業本部が内在するリスクを把握、分析、評価し適切な対策を実施する。
- ・プロジェクトの見積精度や成果物の品質の検証、遂行のための人員体制確保など、事業部の他に、プロジェクトとは独立した品質管理室が提案時及びプロジェクトの進行過程においてリスクを把握、分析、評価し適切な対策を実施する。
- ・情報セキュリティについてはチーフ・セキュリティ・オフィサーを任命し、その下でプロジェクトから独立した組織であるセキュリティ・アンド・トラスト・グループが内部監査を実施するとともに、セキュリティの強化活動を行う。
- ・リスクマネジメントの専任機関としてリスク管理室を置き、各部門におけるリスクマネジメント体制の整備を支援し、全社的な視点から部門横断的なリスクマネジメント体制の整備を促進する。
- ・上記の他、リスク管理規程の逐次改訂を含め、リスク管理体制の整備を進める。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・毎月の定例取締役会に加え必要に応じて臨時取締役会を開催して運営しており、特に、リスクファクターを明確にして意思決定のプロセスに反映させること及び異なる意見も交えて実質的な議論を行うことに留意している。
- ・取締役、執行役員、各部門リーダー、グループ会社社長等にて構成される経営会議を毎週実施し、職務執行の報告及び重要事項の決定を行う。

5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・業務執行部門から独立した組織である内部監査室が監査計画を立案し、必要に応じて社外専門家とともに、当社及び子会社の組織機能及び業務の適正性、妥当性及びコンプライアンス等について、定期及び臨時の内部監査を実施する。
- ・内部監査結果を代表取締役及び監査役に報告する。

6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、関係会社管理規程等を作成し、これに基づいて関係会社管理部門が主要な子会社及び主要な関連会社に対する適切な経営管理を行う。
- ・子会社は、当社と連携・情報共有を保ちながら、規模、事業の性質、会社機関の設置状況その他会社の個性及び特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。
- ・子会社は、事前に当社の取締役または取締役会の承認を要する事項及び子会社から当社へ報告を求める事項等について、当社関係会社管理規程に基づく社内規程を策定し、これに従うものとする。

7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査室及びファイナンシャル＆アカウンティンググループは必要に応じて監査役の監査を補助する旨、職務分掌規程で明確化する。

8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から監査役監査を補助することの要請を受けた内部監査室及びファイナンシャル＆アカウンティンググループは、その要請に関する業務については、取締役及び上長の指揮・命令を受けないものとする。

9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。また、取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役会に報告する。

10) 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・内部監査室は内部監査計画策定の段階で監査役と監査計画の打合せを行い、不必要な重複を避ける。
- ・監査役は、会計監査人、内部監査室、グループ各社の監査役との情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 基本的な考え方

当社は、反社会的な勢力・団体に対してはいかなる関係も持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で拒否し、利益の供与は一切行わないことを基本方針としております。

2) 整備状況

リスク管理室を対応統括部署とし、リーガルグループと連携しながら事業活動における反社会的勢力に関する各種リスクの予防を行っておりま。また、警察、特殊暴力防止対策協議会等の専門機関、顧問弁護士等と連携し、適宜情報の収集や管理、対応の相談等を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要については、以下のとおりであります。

1) 適時開示に係る基本方針

当社グループは、経営の適法性の確保や透明性を向上させるため、経営成績及び事業活動等の会社情報を株主・投資家の皆様に正確かつ公平に適時開示を行うことが上場会社の重要な社会的責任の1つであると認識しております。

そのため、東京証券取引所が定める適時開示規則に則り、適切なタイミングで正確な情報開示に努めるとともに、適時開示規則では必ずしも開示を求められていない会社情報やPR情報等についても、株主・投資家の皆様の投資判断に影響を及ぼすと判断したものにつきましては、積極的に開示を行うこととしております。

2) 適時開示担当組織の整備状況

当社は、ファイナンシャル&アカウンティンググループ（経理部門）を担当する執行役員を情報取扱責任者に任命し、的確な情報の把握及び厳正な情報管理に努めております。当社各部門及び子会社の開示すべき情報は情報取扱責任者に逐次報告され、遅滞なく適時開示する体制を整備、運用しております。なお、適時開示を担当している組織はファイナンシャル&アカウンティンググループになります。

3) 適時開示手続きの整備状況

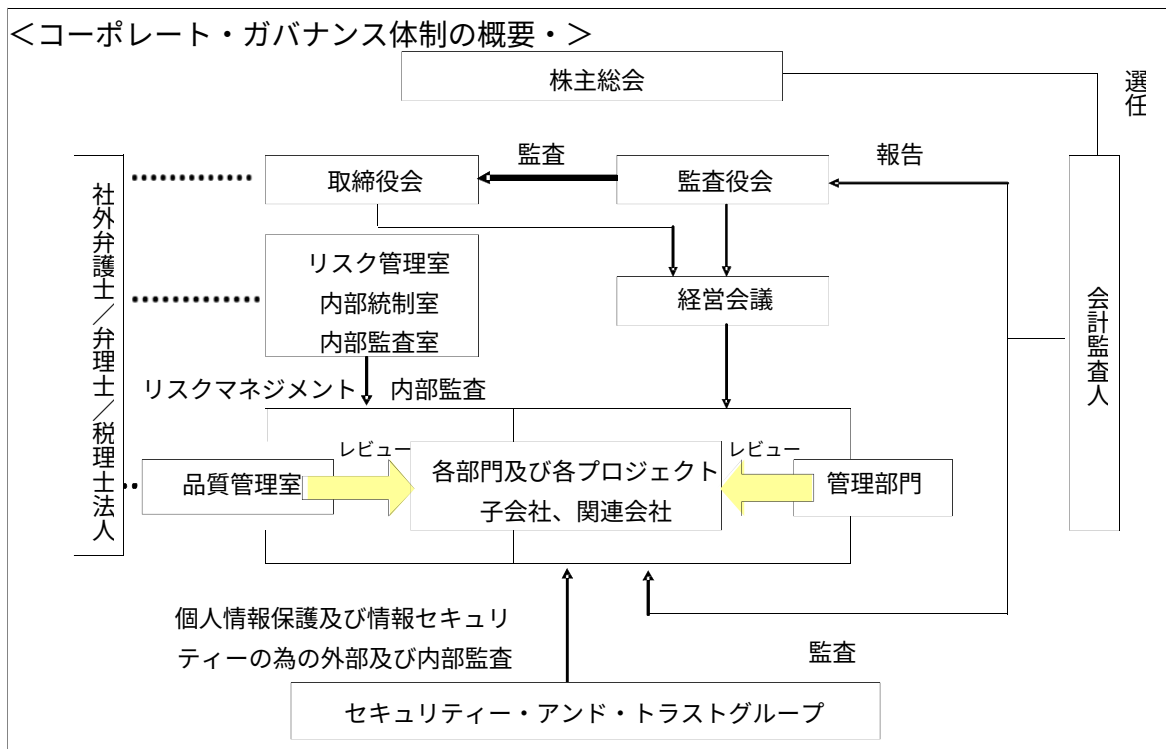
当社の各部門等において開示が必要な事項または必要な可能性がある事項が起こった場合、決定事実及び決算情報につきましては各部門責任者・関係会社社長からファイナンシャル&アカウンティンググループ、情報取扱責任者に伝達され、関連法令及び適時開示規則等に基づき開示義務の要否を速やかに確認し、代表取締役へ報告しております。代表取締役は、開示義務がない場合においては開示を実施するか否かを判断し、開示義務がある情報及び開示すべきと判断した情報については取締役会にて開示資料を審議・承認された後、速やかに開示を行っております。

また、発生事実につきましては、決定事実及び決算情報と同様のプロセスにより、ファイナンシャル&アカウンティンググループ、情報取扱責任者を經由して代表取締役に報告される体制になっておりますが、速やかかつ適切な開示を行うべく、代表取締役の判断により、取締役会を経ずに開示を行うこともあります。

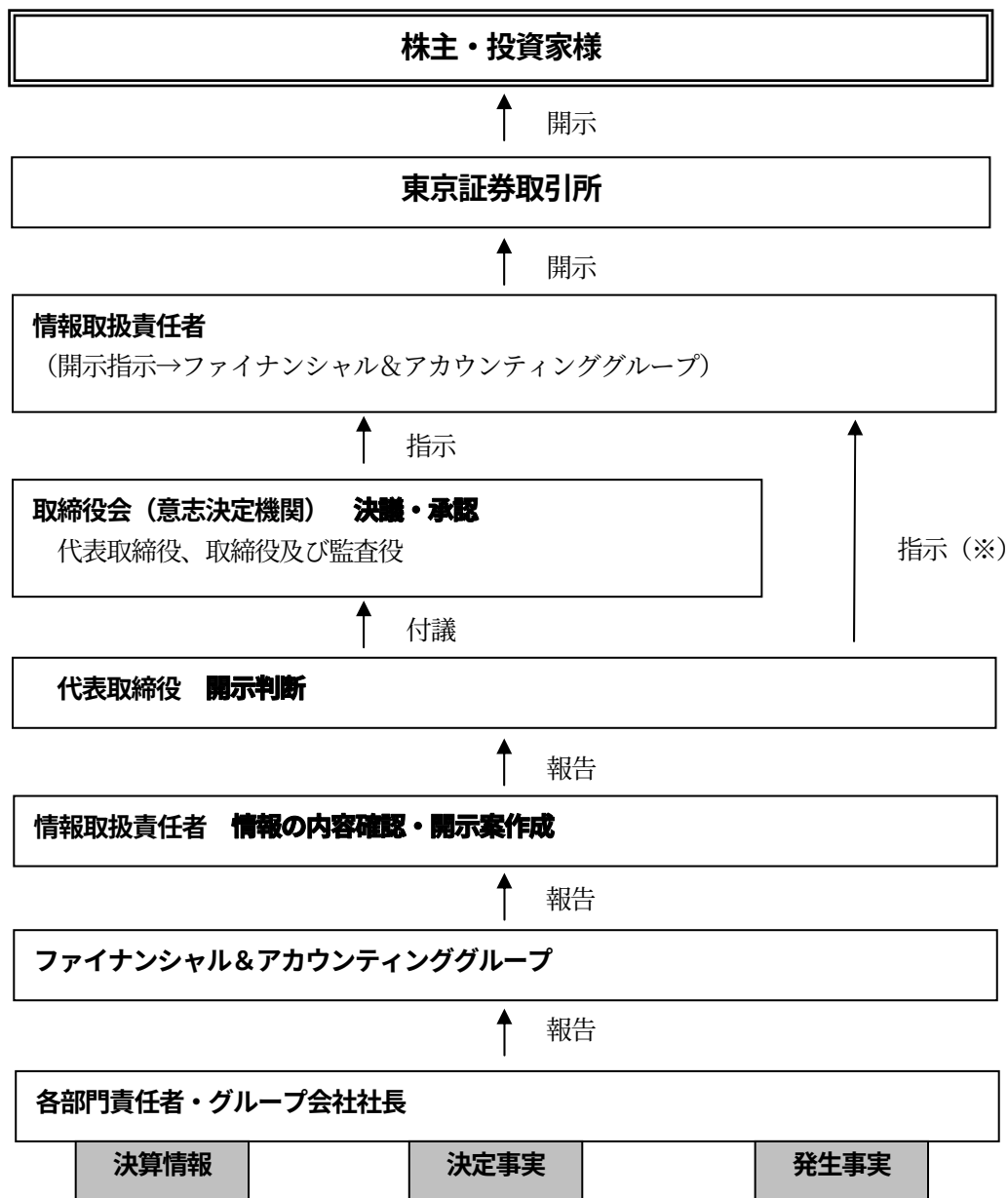
上記のプロセスを経た後、必要に応じて東京証券取引所へ内容を説明するとともに、適時開示情報伝達システム（TDnet）により公表しております。併せて、記者クラブへの開示資料の投函、当社ホームページへの開示資料の掲載等により、会社情報が広く速やかに伝達されるように努めております。

4) 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備状況

当社は、代表取締役直轄で内部監査室を設置しており、他の部門から独立して監査業務を行っております。適時開示体制の適法性、妥当性及び効率性についても監査対象に含まれており、監査の結果、必要に応じて問題点の改善や是正を行ってまいります。



【会社情報の適時開示等の社内体制】



※発生事実に関しましては、速やかかつ適切な開示を行うべく、代表取締役の判断により、取締役会を経ずに開示を行うこともあります。

以上